

# 北しりべし廃棄物処理広域連合公平委員会設置条例

制 定 平成14年 6月27日条例第 5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、広域連合に公平委員会を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。